

麻生津土地改良区定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、麻生津土地改良区という。

2 この改良区の認可番号は、福井土改区第 552 号である。

(地 区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（この地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市 町 村 名	大 字 名	字 名	地 域
福井市	今市町	3字～14字・16字～23字・25字～27字・29字～35字 37字～38字・40字～48字・50字～53字・55字～57字 59字～61字・63字～64字	一円の田畑 (雑種地)
	杉谷町	1字～10字・25字・27字・37字・39字	
	中荒井町	3字～5字・10字～17字	
	引目町	9字～12字・14字・15字	
	安保町	1字～5字・12字・14字・15字・17字・21字	
	冬野町	7字・10字・13字・14字・15字・17字・20字・21字	
	中野町	2字・6字・7字・9字・12字・	
	花守町	1字～3字・9字～13字・15字・16字	
	三尾野町	2字・3字・5字・8字・9字・10字・15字～19字 22字・23字・24字・26字・28字	

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規定及び利水調整規程の定めるところにより次に掲げる土地改良事業を行う。

- (1) 地区内の土地改良施設の維持管理事業
- (2) 今市地区 揚水機場改修事業
- (3) 今市地区 団体営土地改良事業 暗渠排水（農地等高度利用促進）事業
- (4) 地区全域にわたる農用地、利用上必要な施設の災害復旧及び突発事故復旧事業

2 この土地改良区は、第1項の事業に付帯し、その事業を害さない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、福井県福井市浅水三ヶ町1号38番地（福井県農業協同組合 麻生津支店内）に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は福井新聞に掲載するものとする。

第2章 会 議

(通常総会の時期)

第7条 この土地改良区の通常総会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(議決方法の特例等)

第8条 総会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定・変更、土地改良事業の廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、役員の改選、規約の設定・変更および廃止、合併並びに解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第9条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、組合員の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、組合員の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(書面による議決)

第 10 条 やむを得ない理由のため、総会に出席することが出来ない組合員は、あらかじめ通知した事項について、書面による議決権を行うことができる。

2 書面による議決権を行おうとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名捺印の上、総会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出しなければならない。

(議長)

第 11 条 総会の議長は、出席した組合員のうちから当該総会で選任する。

第 3 章 役 員

(役員の数)

第 12 条 この土地改良区の役員定数は、理事 16 人及び監事 3 人とする。

2 前項の監事定数のうち、1 人は法第 18 条第 6 項各号のすべてに該当する者とする。

(役員を選任)

第 13 条 役員は、組合員が総会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第 14 条 理事は、理事長 1 人及び副理事長 1 人を互選するものとする。

第 15 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第 16 条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会および理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第 18 条 役員任期は 4 年とし、その就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第 29 条の 3 第 1 項および法第 134 条第 2 項の規定による改選、法第 136 条の規定による議決の取消しによる選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員に係るときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第 19 条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

ただし、組合員である役員が農業者年金法（昭和 45 年法律第 78 条）第 42 条第 1 項に規定する経営移譲をしたことによりその被選任権を失ったときは、当該役員はその任期の残任期間において組合員でない役員となることができる。

第 4 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第 20 条 第 4 条第 1 項第 1 号および第 3 号の事業の事業に要する経費に充てるための賦課金および夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第 21 条 この土地改良区は法第 91 条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

- (1) 杉谷地区 県営土地改良事業 農業用排水施設（経営体育成基盤整備（土地総））事業
- (2) 杉谷地区 県営土地改良事業 暗渠排水（経営体育成基盤整備（土地総））事業
- (3) 花守、冬野、中野地区 農業用道路（土地改良総合整備）
- (4) 花守、冬野、中野地区 区画整理（土地改良総合整備）
- (5) 花守、冬野、中野地区 暗渠排水、農業用排水施設（土地改良総合整備）

- 2 分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施工に係る土地につき地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 22 条 前条の規定による賦課金および夫役現品の賦課徴収の時期および方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総会で定める。

(夫役の履行)

第 23 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

- 2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第 24 条 法第 36 条の 3 の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第 47 条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

- (1) 今市地区 団体営土地改良事業 暗渠排水（農地等高度利用促進）事業

第 25 条 法第 91 条の 2 の規定に基づき、次に掲げる県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

- (1) 杉谷地区 県営土地改良事業 農業用排水施設（経営体育成基盤整備（土地総））事業

- (2) 杉谷地区 県営土地改良事業 暗渠排水（経営体育成基盤整備（土地総））事業

(督促)

第 26 条 法第 39 条の規定に基づく督促は、その納付期限後 60 日以内に督促状を發してこれをするものとする。

(過怠金)

第 27 条 第 19 条、第 20 条、又は第 23 条の 3 又の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて滞納額につき年 14.6 % の割合を乗じて計算した滞納金並びに督促状を發した場合には督促手数料 200 円を過怠金として徴収する。

- 2 前項の滞納金又は過怠金を市が処分する場合には、さらにその徴収金額の 100 分の 4 に相当する額を過怠金として徴収する。

- 3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(係及び委員会)

- 第28条** この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置くことができる。
- 2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置くことができる。
- 3 理事会は、前2項に規定する各係又は委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

- 第29条** 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。
- 2 前項の加入金の額は、10aにつき金1,000円の範囲内において総会の議決により定める。ただし、特別の事由があると認める場合は、総会の議決によりこれを減免することができる。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

- 第30条** 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第25条の規定を準用する。

(基本財産)

- 第31条** この土地改良区に基本財産を設けることができる。
- 2 前項の基本財産の設定、管理および処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

- 第32条** この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

- 第33条** この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この定款は、認可の日（平成 22 年 4 月 1 日）から施行する。

この定款は、平成 29 年 10 月 8 日から施行する。

この定款は、令和 2 年 3 月 7 日から施行する。

この定款は、令和 4 年 1 月 17 日から施行する。

この定款は、令和 5 年 5 月 11 日から施行する。

この定款は、令和 6 年 1 月 12 日から施行する。

この定款は、令和 6 年 6 月 7 日から施行する。

この定款は、令和 6 年 月 日から施行する。